

「認定調査員テキスト 2009 改訂版」の修正概要

平成 21 年 8 月

厚生労働省 老健局老人保健課

認定調査員テキストの修正について

- ・ 要介護認定は、全国一律の基準に基づき、公正かつ的確に行われることが重要である。平成 21 年 4 月からの要介護認定方法の見直しにおいては、最新の介護の手間を反映させるためにデータを更新したことに加えて、できるだけ要介護認定のバラツキを是正するために、認定調査における評価軸を 3 つにした上で、認定調査票の記入において、「見たまま」の状況で選択肢を選び、その上で特記事項として必要な情報を付記していただくこととした。
- ・ しかし、こうした見直しによって要介護状態区分等が軽度に変更され、これまで受けていた介護サービスが受けられなくなるのではないかとという利用者等からの懸念を受けて、平成 21 年 4 月に設置された「要介護認定の見直しに係る検証・検討会（以下「検証・検討会」という。）」において、要介護認定等の方法の見直しの影響について検証を行うとともに、検証を実施している期間中、要介護認定等の更新申請者が希望する場合には、従前の要介護状態区分等によるサービス利用が可能となるよう経過措置を設けた。
- ・ 検証・検討会において 4 月以降の要介護認定の実施状況について検証を行った結果、多くの認定調査項目については項目選択の際の自治体間のバラツキが減少する傾向にある一方、いくつかの項目についてはバラツキが拡大しており、これらは自治体等から質問・意見が多く寄せられている項目と重なっている場合が多かった。
- ・ また、新たな方式による要介護度別の分布については、中・重度者の割合に大きな変化はないが、非該当者及び軽度者の割合が増加しており、こうした傾向はとくに在宅や新規の申請者にみられることがわかった。
- ・ こうしたことから、検証・検討会では、認定調査項目のうち、バラツキが拡大した項目や、質問・要望等が多く寄せられた項目等を中心として、次ページに示すような調査項目に係る定義等の修正を行うことが必要であるとされ、その結果として、従来の要介護度の分布がほぼ等しくなることが、コンピューター上のシミュレーションや実際に複数の自治体で行われた検証で明らかになった。
- ・ なお、経過措置については、利用者の不安に対応するという趣旨は理解できるが、市町村・介護認定審査会に大きな負担を課すとともに、要介護認定の趣旨にそぐわないものであり、上記見直しと同時に終了させるべきとされた。
- ・ これを受けて、今般、認定調査員テキスト及び介護認定審査会テキストを修正し、平成 21 年 10 月 1 日以降の申請については当該テキストを使用することとし、経過措置については 9 月 30 日をもって終了することとした。
- ・ 平成 21 年 4 月からの要介護認定方法の見直しは、利用者・市町村の双方にとって大きな見直しであったにもかかわらず、事前の検証や周知が不十分であったために現場の混乱を招いたこともあり、厚生労働省としては、検証を踏まえた 10 月からの再度の見直しについては、十分な周知に努めることとしている。
- ・ 具体的には、テキストの一部修正について、9 月末までに、テキストや DVD の配布及びブロック研修、インターネットを通じたストリーミングを着実に実施して修正の考え方や内容を自治体等に十分に周知することとしており、こうした取組を通じて、現場に十分な情報を伝えることができるよう万全を期す所存である。

認定調査員テキストの主な修正点

評価軸に関する修正点

【能力・有無（麻痺等・拘縮）】 **ポイント 1**

- ・ 「認定調査員テキスト 2009」（平成 21 年 3 月発行、以下「2009 年版テキスト」と呼ぶ）においては、「能力」や「有無（麻痺等・拘縮）」については、認定調査員が調査対象者に実際に行ってもらった状況と、

調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、認定調査員が調査対象者に実際に行ってもらった状況で選択することとされていた。

- ・ 「認定調査員テキスト 2009 改訂版」(平成 21 年 8 月発行、以下「改訂版テキスト」と呼ぶ)では、「能力」に関する項目と「有無(麻痺等・拘縮)」に関する項目については、認定調査員が調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況が異なる場合は、より頻回な状況で選択肢を選択し、具体的な内容を特記事項に記載することとした。

【介助の方法】 **ポイント 2**

- ・ 2009 年版テキストにおいては、調査項目の選択基準は、「実際に行われている介助」を基本原則としていた。独居者や介護放棄されている場合などは、「常時、介助を提供する者がいない場合」として、「不足に基づく選択」が認められていたが、介護者がいる状況で介助量が不足している場合や、不適切な状態に置かれている場合などについては、「実際に行われている介助」で選択を行い、不足や過剰な介助については、特記事項で対応することとされた。
- ・ 改訂版テキストにおいては、「介助の方法」に関する項目については、実際に行われている介助の方法を選択するが、この介助の方法が不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助の方法に係る選択肢を選択することとした。

複数の調査項目の共通する主な修正点 **ポイント 3**

【自分の体を支えにして行う場合の共通規定】

- ・ 2009 年版テキストでは第一群の「能力」項目の中で「寝返り」「起き上がり」「座位保持」「両足での立位」「歩行」「立ち上がり」のについて、習慣的ではなく、自分の体の一部を支えにして、それぞれの行為を行うことができる場合は、「1.つかまらないうでできる」などの「できる」の選択肢を選ぶこととされていた。
- ・ 改訂版テキストにおいては、身体の「能力」に係る項目で、自分の身体の一部を支えにして行う場合は、「できる」から「何かにつかまればできる」等に変更した。

【生活習慣等によって介助の機会がない場合の「類似行為」での評価】 **ポイント 4**

- ・ 2009 年版テキストでは、生活習慣等によって介助の機会がない(行為の機会がない)場合は、「1.介助されていない」を選択することとした。
- ・ 改訂版テキストでは、生活習慣や寝たきり等によって介助の機会がない場合は、類似の行為で評価できることとした。例えば整髪においては、入浴後に頭部をタオル等で拭く介助や、ベッド上で、頭を拭く行為で、つめ切りにおいては、四肢の清拭等の行為で代替して評価することとした。

各調査項目の固有の修正点 **ポイント 5**

- ・ その他、各調査項目に固有の修正点については、本資料 10 ページ以降の表において網掛けのされていない欄に記載した。

「要介護認定の見直しに係る Q&A」の反映

- ・ また、各自治体及び認定調査員から寄せられた質問や要望などをもとに、作成された「要介護認定の見直しに係る Q&A」(平成 21 年 6 月 18 日)についても、見直し後の内容と整合するものについては、今回の改訂版に盛り込んだ。

「特記事項の例」への反映

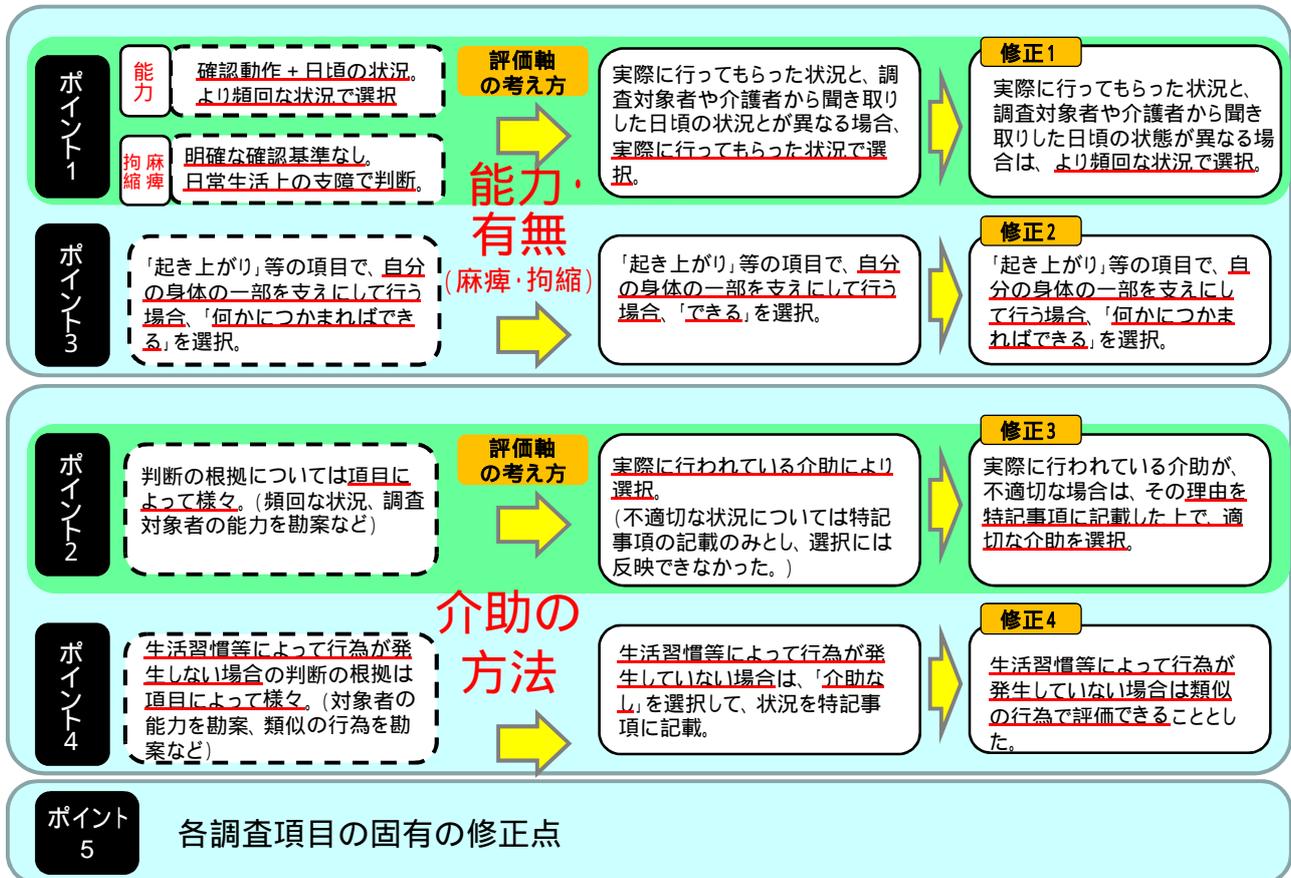
- ・ また、2009 年版から採用された「特記事項の例」についても、見直しによる評価軸の変更を踏まえ、大幅に加筆修正を行った。

従前のテキストとの比較でみた改訂版の概要

2006年版テキスト

2009年版テキスト

改訂版テキスト



修正箇所一覧表

		評価軸			修正箇所					
		能力	介助	有無	評価軸にかかる修正		個別の調査項目にかかる修正			
					「能力」「有無 (麻痺・拘縮)」、 日頃の状況	「介助の方法」 (適切な介助の 選択)	自分の体の 一部に つかまる場合	行為がない場 合に類似の行 為で評価	各調査項目の 固有の修正点	
					ポイント1	ポイント2	ポイント3	ポイント4	ポイント5	
身体機能・起居動作	「1-1 麻痺(5)」									
	「1-2 拘縮(4)」									
	「1-3 寝返り」									
	「1-4 起き上がり」									
	「1-5 座位保持」									
	「1-6 両足での立位」									
	「1-7 歩行」									
	「1-8 立ち上がり」									
	「1-9 片足での立位」									
	「1-10 洗身」									
	「1-11 つめ切り」									
	「1-12 視力」									
	「1-13 聴力」									
		評価軸			評価軸にかかる修正		個別の調査項目にかかる修正			
		能力	介助	有無	「能力」「有無 (麻痺・拘縮)」、 日頃の状況	「介助の方法」 (適切な介助の 選択)	自分の体の 一部に つかまる場合	行為がない場 合に類似の行 為で評価	その他 個別の 定義修正	
生活機能	「2-1 移乗」									
	「2-2 移動」									
	「2-3 えん下」									
	「2-4 食事摂取」									
	「2-5 排尿」									
	「2-6 排便」									
	「2-7 口腔清潔」									
	「2-8 洗顔」									
	「2-9 整髪」									
	「2-10 上衣の着脱」									
	「2-11 スポン等の着脱」									
	「2-12 外出頻度」									
		評価軸			評価軸にかかる修正		個別の調査項目にかかる修正			
		能力	介助	有無	「能力」「有無 (麻痺・拘縮)」、 日頃の状況	「介助の方法」 (適切な介助の 選択)	自分の体の 一部に つかまる場合	行為がない場 合に類似の行 為で評価	その他 個別の 定義修正	
認知機能	「3-1 意思の伝達」									
	「3-2 毎日の日課を理解」									
	「3-3 生年月日をいう」									
	「3-4 短期記憶」									
	「3-5 自分の名前をいう」									
	「3-6 今の季節を理解」									
	「3-7 場所の理解」									
	「3-8 徘徊」									
	「3-9 外出して戻れない」									
		評価軸			評価軸にかかる修正		個別の調査項目にかかる修正			
		能力	介助	有無	「能力」「有無 (麻痺・拘縮)」、 日頃の状況	「介助の方法」 (適切な介助の 選択)	自分の体の 一部に つかまる場合	行為がない場 合に類似の行 為で評価	その他 個別の 定義修正	
精神・行動障害	「4-1 被害的」									
	「4-2 作話」									
	「4-3 感情が不安定」									
	「4-4 昼夜逆転」									
	「4-5 同じ話をする」									
	「4-6 大声を出す」									
	「4-7 介護に抵抗」									
	「4-8 落ち着きなし」									
	「4-9 一人で出たがる」									
	「4-10 収集癖」									
	「4-11 物や衣類を壊す」									
	「4-12 ひどい物忘れ」									
	「4-13 独り言・独り笑い」									
	「4-14 自分勝手に行動する」									
	「4-15 話がまとまらない」									
		評価軸			評価軸にかかる修正		個別の調査項目にかかる修正			
		能力	介助	有無	「能力」「有無 (麻痺・拘縮)」、 日頃の状況	「介助の方法」 (適切な介助の 選択)	自分の体の 一部に つかまる場合	行為がない場 合に類似の行 為で評価	その他 個別の 定義修正	
社会生活への適応	「5-1 薬の内服」									
	「5-2 金銭の管理」									
	「5-3 日常の意思決定」									
	「5-4 集団への不適応」									
	「5-5 買い物」									
	「5-6 簡単な調理」									
		評価軸			評価軸にかかる修正		個別の調査項目にかかる修正			
		能力	介助	有無	「能力」「有無 (麻痺・拘縮)」、 日頃の状況	「介助の方法」 (適切な介助の 選択)	自分の体の 一部に つかまる場合	行為がない場 合に類似の行 為で評価	その他 個別の 定義修正	
その他	「特別な医療について(12)」									

3つの評価軸（能力、介助の方法、有無）

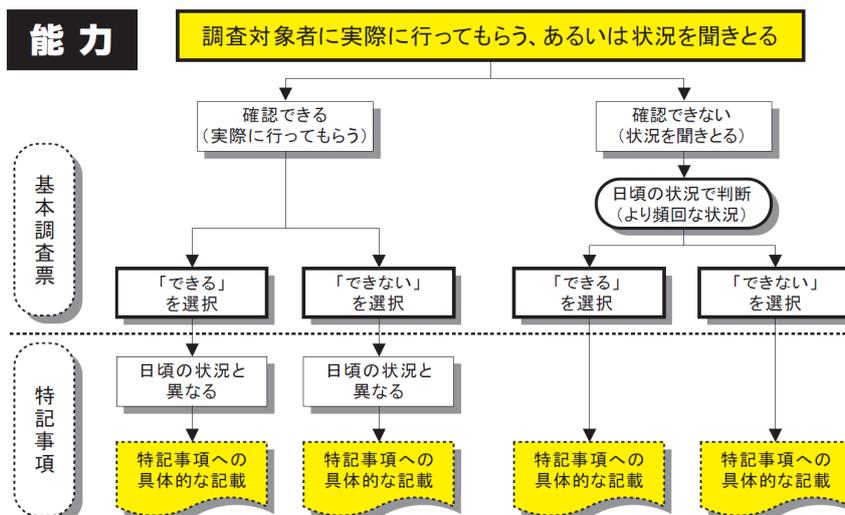
能力

【修正点】

当日の状況（試行結果）と、日頃の状況が異なる場合は、「より頻回な状況に基づいて選択を行う」こととした。

認定調査員テキスト2009

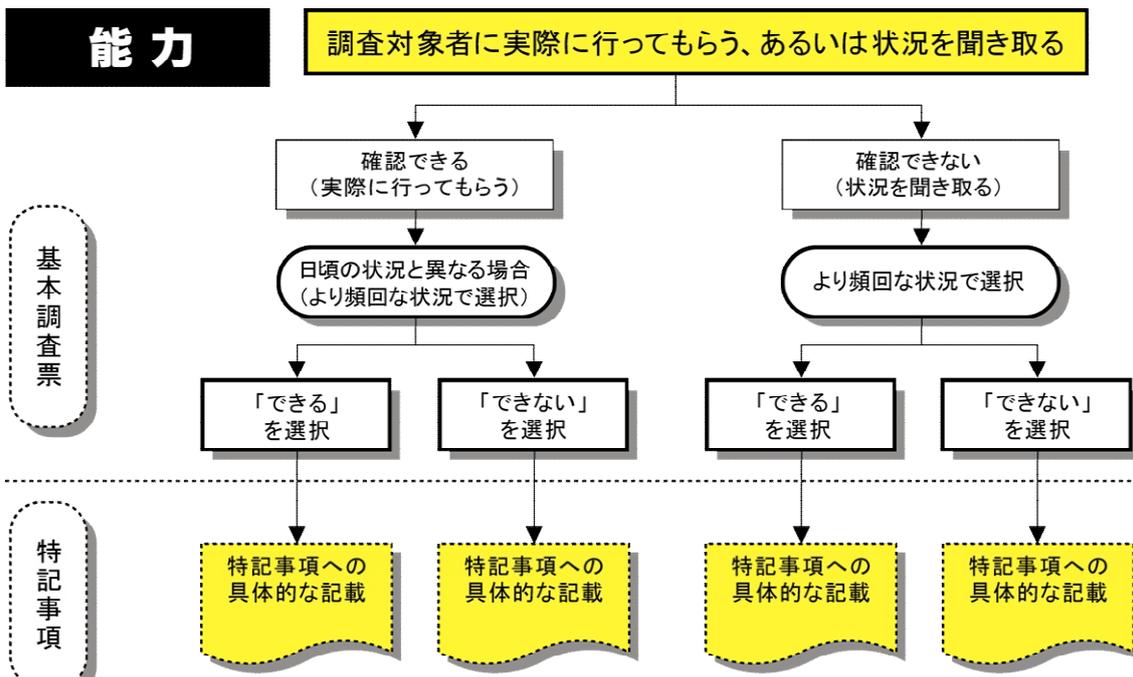
認定調査員が調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、調査対象者に実際に行ってもらった状況で選択する。



修正

認定調査員テキスト2009改訂版

認定調査員が調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、より頻回な状況に基づいて選択を行う。



介助の方法

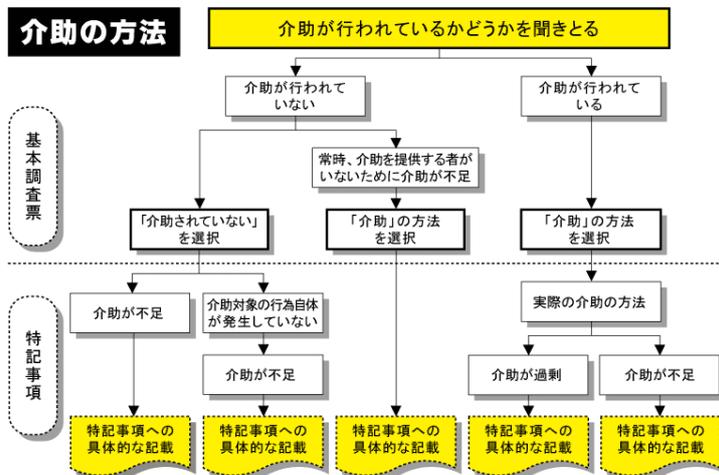
【 修正点 】

実際に行われている介助を選択するが、この介助が不適切な場合は、その理由を特記事項に記載し、適切な介助を選択することとした。

生活習慣等によって行為が発生していない場合は、類似の行為で評価できることとした（例：髪の毛のない方の整髪 頭部の清拭行為などで代替して評価）。

認定調査員テキスト2009

具体的に介助が「行われている - 行われていない」の軸で評価しなければならない。なぜならこれらの項目は、実際に行われている介助を把握することが目的であり、主観的な介助の必要性から選択するものではないからである。



修正

認定調査員テキスト2009改訂版

具体的に介助が「行われている - 行われてない」の軸で選択を行うことを原則とするが、「介助されていない」状態や「実際に行われている介助」が、対象者にとって不適切であると認定調査員が判断する場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助の方法を選択し、介護認定審査会の判断を仰ぐことができる。

